

1. 基本的な対応方針

- ① 感染拡大への警戒を緩めることなく、4月17日までの間、福島県感染拡大防止重点対策を踏まえた感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、できる限りワクチン接種の前倒しを図る。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県感染拡大防止重点対策

本市においては、20歳前後の若い世代を中心とした感染拡大により、最近はこれまでよりやや高い水準で高止まりしている状態にあります。

福島県感染拡大防止重点対策(4月17日まで)を踏まえた市の感染防止強化対策に沿って、感染拡大への警戒を緩めることなく、【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】に留意して、基本的な感染防止対策の徹底をお願ひします。

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

- ① 基本的な感染対策を徹底してください。(不織布等防御力の強いマスク、こまめな手洗い・消毒、十分な換気など)
- ② 年度の変わり目で人流が活発化するので、若い世代の方々を中心に、いつもと異なる人と接触する際には、感染対策に特に注意してください。
- ③ リスクの高い場面を作らないようにしてください(マスクなし会話、混雑した場への出入り、大人数・長時間の飲食、感染拡大地域との不要不急の往来など)。
- ④ 同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内とし、感染対策が徹底された飲食店を利用してください。
- ⑤ 日々の健康観察を徹底し、家族に症状がある、または濃厚接触者がいる時は、出勤や登校を控えてください。
- ⑥ 症状の軽い方は、まずは受診・相談センターやかかりつけ医に電話相談してください。
- ⑦ 症状のある方、または濃厚接触者がいる家庭では、家庭内で広げない対策を徹底してください。
- ⑧ 家族に濃厚接触者がいる時は、他の家族も、出勤・登校・登園をできれば3日間は控えるようご協力ください。
- ⑨ 無症状で気になる方は、薬局等での無料検査をご利用ください。
- ⑩ 新型コロナワクチン接種は、ワクチンの種類に関わらず予約開始になったらできる限り速やかにお願ひします。

3. 市独自の感染防止対策

- ① 県の感染防止重点対策を踏まえた福島市感染防止対策の実施(別紙1参照)
- ② 新型コロナ感染拡大防止注意喚起広報パッケージでの呼びかけ

県の感染防止重点対策を踏まえた福島市感染防止対策(3月31日更新)

1. 総体的対策

- (1) 4月17日までの期間、福島県感染拡大防止重点対策のポイント(子どもを感染から守る、高齢者に感染を広げない、移動・会食に関するリスクの回避)を踏まえた本市の感染防止対策の強化
- (2) 少しでも症状のある時は出勤や登校を控え、軽い症状の方はまず受診・相談センター等に電話相談するよう周知徹底
 - ・指導者は児童生徒・利用者の健康観察を行い、症状が見られた場合は自宅休養、受診・相談センター等への電話相談を指導
 - ・家族に症状がある場合には、家族ともども出勤・登校を控えるよう依頼
- (3) 家庭、特に症状のある方がいる家庭における感染防止対策を周知徹底
- (4) 3月・4月は異動・帰省・花見シーズンで活動が活発になり、感染リスクが高まることから、感染防止対策徹底の注意喚起

2. 子どもを感染から守る対策

学習活動中をはじめ、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動における基本的な感染防止対策を徹底する

(1) 学校における感染防止対策

- ① 日々の健康観察の強化・徹底
- ② 1mを目安に学級内で最大限の身体的距離の確保
- ③ 次のような学習活動については、適切な感染症対策を行った上で徐々に実施する。(部活動も含む)
 - ・長時間の近距離対面グループワーク、近距離の大声一斉発声、室内・近距離での合唱・管楽器演奏、体育での密集活動・組み合わせ活動
- ④ マスク着用(不織布マスクを推奨)、手洗い・手指消毒、換気の徹底
- ⑤ 給食時の感染防止対策の徹底
 - ・手洗い、黙食、身体的距離の確保、会話時のマスク
- ⑥ 部活動における感染防止対策の徹底
 - ・適切な感染症対策を行った上で徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
- ⑦ ICTを活用した学習保障の推進
 - ・自宅待機・自宅学習者へのオンライン配信、端末持ち帰りとは学級閉鎖時等のオンライン学習への切り替え

※公立小・中学校での対策を参考に、その他の小中学校における感染防止対策のさらなる徹底を要請

(2) 保育所・幼稚園における感染防止対策

- ① 日々の健康観察の強化・徹底
- ② 発育状況に応じて無理ない可能な範囲でのマスク着用(当面継続)
 - ・指導者は子どもたちの健康状態に注意し、丁寧にサポート

- ③ 近距離で一斉に歌う・ダンス・体操などの室内遊びを避け、少人数グループへの分散
- ④ 合同保育を避け、少人数グループへの分散
- ⑤ 共用する遊具・玩具のきめ細かな消毒・交換
- ⑥ 大人数での行事の自粛(日頃から園生活を共にしているもの以外の参加の自粛)
- ⑦ 入園式等は、出席者を最小限とし、感染防止対策を徹底して実施
- ⑧ 送迎等での接触低減の徹底
- ⑨ 換気の徹底(送迎バスも含む)
- ⑩ 食事場面での手洗いの徹底、発育状況に応じた黙食の指導、机を向かい合わせにしないなどの対応

(3) 学童や児童養護施設における感染防止対策

- ① 日々の健康観察の強化・徹底
- ② マスク着用(不織布マスクを推奨)、手洗い・手指消毒、換気の徹底
- ③ 施設の実情に応じた身体的距離の確保～近距離で行う活動を避ける
- ④ 共用する遊具・玩具のきめ細かな消毒・交換
- ⑤ 集まっての飲食は避け、飲食時は黙食、会話時にはマスク着用を徹底・長期休業中の食事時の感染防止対策の徹底
- ⑥ 行事等は、出席者を最小限とし、感染防止対策を徹底して実施

3. 高齢者等に感染を広げない対策

重症化リスクの高い高齢者や障がい者に感染を広げないため、高齢者施設・障がい者施設及び家庭内における感染防止対策を徹底する

- ① 施設利用者及び職員の日々の健康観察の強化・徹底
- ② 送迎時も含め窓開けによる換気を徹底
- ③ レクリエーション活動時もマスク着用(不織布マスクを推奨)の徹底、身体的距離の確保、分散化しできる限りリスクを軽減。カラオケ等大声を伴う活動については特に対策を徹底
- ④ 飲食時の黙食、会話時のマスク着用を徹底
- ⑤ 同居する高齢者等と接する方へ、感染リスクの高い行動を控えるよう注意喚起する。

4. 移動・会食に関するリスク回避対策

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、感染リスク回避を呼びかけ

(1) 移動

- ① 感染拡大地域との不要不急の往来を控える
※ワクチン・検査パッケージは適用しない、対象者全員検査は実施しない

(2) 会食

- ① 同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内
※ワクチン・検査パッケージは適用しない、対象者全員検査は実施しない
- ② 感染対策の徹底された飲食店を利用

5. 事業所内で感染を広げない取り組みの呼びかけ

- ① 職場内の感染防止対策の徹底
- ② ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用した接触機会の低減
- ③ 事業継続計画(BCP)の再確認や策定
- ④ 業種別ガイドライン等の遵守
- ⑤ 症状がある従業員は、直ちに帰宅させ、医療機関の受診をすすめる
- ⑥ 従業員の家族(特に子ども)が濃厚接触者等となった場合は出勤しない

6. ワクチン接種の促進

- ① 5～11歳の小児接種は、国からのワクチン供給に併せ適正に接種の機会を設けることに努める。
- ② 新たに12～17歳の追加接種が薬事承認され、個別接種と集団接種を組み合わせ迅速に接種を進める。
- ③ 4回目接種などについて、国の動向を注視するとともに、円滑な接種に必要な事項については、機を逸することなく国へ要望する。

【R4.3.30 現在】

	接種（開始時期）内容
1月	医療従事者等 (R3.12.1～)
	高齢者施設等の入所者等 (R3.12.24～)
	高齢者へ かかりつけ医接種 (R4.1.20～)
2月	上記以外の高齢者 (R4.2.1～ 個別接種、集団接種)
	妊婦・パートナーの個別接種
	社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 <第1弾> ・介護施設従事者 ・障がい者施設従事者 ・保育・教育施設従事者 (市立・私立:保育所、幼稚園、小中高教職員、放課後児童クラブ、児童養護施設等) ・危機管理中枢職員(国・県・市等)
3月	妊婦・パートナーの集団接種
	社会機能維持のためのエッセンシャルワーカーへの集団接種 <第2弾> ・電気、ガス、交通、報道事業者 ・教育施設従事者(県立高校)
	18歳から64歳の前倒し接種 3月開始:①基礎疾患 ②60～64歳 4月以降:③18～59歳
	5～11歳小児の初回(1・2回目)接種
	個別接種 (3/9～ 開始時 15か所)
	集団接種 (3/13～ NCV、福島圏域広域連携)
4月	事業所連携型集団接種 (R4.3.20～)
	12～17歳の追加接種 4月3日開始:①17歳 4月21日に開始:②12～16歳